

令和 7 年 3 月 3 日  
環境エネルギー部

報道関係者 各位

### 産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

下記の産業廃棄物処理業者に対して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 第 1 項の規定により行政処分を行いましたので、お知らせします。

#### 記

- 被処分者  
宮城県東松島市大曲字筒場 129 番地 16  
有限会社針生組（代表取締役 清水政敏）
- 許可の内容  
産業廃棄物収集運搬業（令和 2 年 9 月 15 日許可）
- 処分年月日  
令和 7 年 2 月 27 日
- 処分の内容  
産業廃棄物収集運搬業の許可取消し（根拠：法第 14 条の 3 の 2 第 1 項）
- 処分の理由  
被処分者は、令和 7 年 2 月 6 日付けで宮城県知事から法第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 5 号該当）の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消された。  
このことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号に規定する許可を取り消さなければならない事由に該当する。

#### 【問い合わせ先】

環境エネルギー部 循環型社会推進課  
課長補佐（廃棄物対策担当） 石川 伸  
電話 023-630-3021

〔報道監〕環境エネルギー部次長 遠藤 和之